

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年3月13日
南丹市長

市町村名 (市町村コード)	南丹市 (262137)
地域名 (地域内農業集落名)	園部町元桐地域 (上木崎町、木崎町、内林町、瓜生野、熊崎、新堂、千妻、曾我谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月1日 ~ 令和6年12月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地域は70歳を超える高齢者が大半であり、後継者の確保が課題である。また、農業用機械・器具を保有する農業者が少なくなっている。このような状況下で個人で農業を行うことに困難なことが多々あり、農業法人化や地域外からの担い手の呼び込みを実施し、農地を効率よく利用できるように努めてきた。しかし、将来的な利用が心配される農地もあることから、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民を交え地域全体で農地を持続的に利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

課題に対応していくには獣害被害を抑えることが前提であり、フェンス等の防除対策を実施していく。また、多面的機能支払交付金制度を活用し、地域の保全、質的向上を図るための共同活動を行い、これにより農業従事者以外の地域住民も含めて米から野菜、果樹の栽培、家庭菜園等の農業に参画できる体制を目指し、一般区民も身近に利用できる農地として、従来から守り続けてきた農地の有効利用に繋げる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	115.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	113.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
隣接地区との連携を行い、経営規模拡大の方針のある担い手を中心に、ある程度まとめた状態で農地の集積・集約を図る。地域外の担い手へ集積・集約を進めたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
機構を活用している地区と活用していない地区で地域内でもばらつきがある。活用していない地区については、所有者が耕作困難な農地もある程度存在すると思うので、洗い出し隣の地区と連携する等し、機構を活用し集積・集約につなげていく。
(3)基盤整備事業への取組方針※
大区画化の実施が可能な地区については事業実施を検討する。農道の基盤整備は農地所有者の了承を得て道路の拡幅を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
集落営農組織や担い手だけではなく、地区に存在する任意組織も主体となり、多面的機能支払交付金制度等国の補助事業の取り組みや環境保全にも力を入れ、一般区民の協力も得ながら住民の身近な農地としての利用促進を行い、農業者と住民が一体となって農地利用を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農業公社に日常管理を除いた植付・草刈りなどの農作業委託を利用しており、今後委託費等にもよるが農作業委託を希望する農家が増加すると思われるので、引き続き利用していきたい

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①鹿や猪の被害が拡大しないよう防護柵で防止する。休耕田の数を減らし、捕獲にも協力する姿勢を持つ。				
⑤遊休放棄地の有効活用を図ることから、土壌、日照等に適した果樹などの栽培について検討する。				
⑦所有者が地域外など地域で管理が必要な農地について、地域で協力し草刈りなど実施し保全に努める。				